

ふるさと創生まちづくり調査
特別委員会会議録

(平成28年 7月28日)

長 与 町 議 会

長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会会議録

本日の会議 平成28年7月28日

招集場所 長与町議会議事堂（会議室）

出席委員

委員 長	岩 永 政 則	副委員長	西 岡 克 之
委員	浦 川 圭 一	委員	中 村 美 穂
委員	安 部 都	委員	饗 庭 敦 子
委員	安 藤 克 彦	委員	金 子 恵
委員	分 部 和 弘	委員	喜々津 英 世
委員	山 口 憲 一 郎	委員	堤 理 志
委員	河 野 龍 二	委員	吉 岡 清 彦
委員	竹 中 悟		

出席委員外議員

議 長 内 村 博 法

職務のため出席した者

議会事務局長	中 山 庄 治	議事課長	富 永 正 彦
課長補佐	細 田 浩 子		

説明のため出席した者

企画財政部長 久保平 敏 弘

(政策企画課)

課 長	荒 木 隆	係 長	尾 田 光 洋
主 任	伊 藤 央		

本日の委員会に付した案件

取り組みの現状と今後の進め方について

- ・長与町公共施設等総合管理計画策定支援業務委託について
- ・長与町公共施設等総合管理計画検討推進委員会の設置について
- ・今後の公共施設等総合管理計画策定スケジュールについて

開 会 9時30分

散 会 11時58分

○委員長（岩永政則委員）

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会を開会いたします。特に執行側につきましては、大変忙しいのに、ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げたいと思います。久保平部長に荒木課長、尾田係長、伊藤主任、以上4名ご出席をいただいております。よろしく説明方お願いをいたしたいと思います。

それでは今日は、第7回、前回ですね、今回は第8回でございますけども、前回に引き続きまして、調査事項としては、公共施設等総合管理計画についてを議題とさせていただきます。先の第7回委員会では、主に今後のスケジュールについて説明を受けて、質疑を行ってきたわけでございますが、若干時間が経過をいたしておりますので、また再度、説明もいただくようにしております。その中で、今後の取り組みと現状、並びに今後の進め方についてということで、大きなテーマにさせていただきます。レジュメの一番頭を見ていただければ、その中に3点、長与町公共施設等総合管理計画策定支援業務委託、これは前回、前々回説明をいただいておりますが、ようやく発注がなされておるようでございます。その経過等についての説明、それから検討推進委員会というのは、執行側の内部の委員会が立ち上がっておるようでございます。そういうことを含めてご報告をいただいて、質疑を受けたいと思います。それから最後には先ほど言いますように、計画策定スケジュールについて再度、説明をいただいて、今後の流れを十分把握を、議会としてもしていただければというふうに思っておるところでございます。大体1時間30分前後で終了とする予定でございますので、どうぞよろしくご協力方をお願いを申し上げたいと思います。それでは、（1）の計画策定支援業務委託について説明を求めます。総括で久保平部長、並びに引き続き、荒木政策企画課長から説明をいただくようにいたします。久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

皆様、おはようございます。今日は長与町公共施設等総合管理計画についてご審議いただくため、暑さ厳しい中に、第8回ふるさと創生まちづくり調査特別委員会を開催していただき、まことにありがとうございます。前回の開催は4月20日でしたが、その節はその時点にて想定される策定スケジュール及び作業工程、それと、その大まかな内容についてご説明申し上げたものでございます。それから、およそ3カ月が経過しておりますが、この間、今委員長のお話にもございましたが、庁舎内の推進体制整備、入札によるコンサル業者選定を経まして、現在具体的な作業に着手しているところでございます。今日は前回の当該委員会、その後の展開及び現在の作業の進捗状況、さらに今後の作業工程等について、担当課長よりご説明申し上げます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

皆さんおはようございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。前回の特別委員会におきましては、先ほど部長のご挨拶にもありましたとおり、民間への支援業務の委託というものを前提に、今後のスケジュール案と、公共施設の類型案についてご説明を申し上げたところでございました。本日は、入札によりまして業者を決定し、具体的な作業に入った中で、現在の取り組みの状況と、今後の進め方につきまして、ご説明を申し上げます。まず1点目でございます。公共施設等総合管理計画策定支援業務委託に係る契約について、資料1の方をご覧ください。こちらの資料は、業務委託契約の状況について整理をしたものでございます。まず、起工から契約までの流れでございますが、平成28年4月1日の起工から4月27日の業務委託契約締結までの流れを時系列にお示しをしているものでございます。次の入札結果につきましては、入札形式を指名競争入札としまして、4月の22日に入札を行いました。指名業者数は16社、予定価格は720万4,000円、落札額は541万2,000円、最低制限価格は540万8,000円、いずれも税抜きでございます。契約業者につきましては、福岡市西区に所在します総合建設コンサルタントの東亜建設技術株式会社でございます。当該企業の、本町との主な契約案件、及び、他市町村との総合管理計画の主な契約状況については、ご覧のとおりでございます。なお、参考といたしまして、2ページ目3ページに、本町のホームページの方で公開をしております入札結果表を添付しております。ご覧いただきますと、16社のうち辞退が2件、それぞれの入札額をお示ししているという内容になっております。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

どうもありがとうございました。詳しい経過の一覧、それから入札結果表、こういうものが具体的に提示をされておりますので、ただいまから質疑を受けたいと思います。何か質疑ございませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この入札結果、契約日はいつになるのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

契約日は、28年の4月27日でございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

申し訳ございません、書いてありました。それでは、工期は27日から、29年の2月28日までということで理解をさせていただきます。それと、ちょっと、入札結果表

の最後に、表の1番下に、100分の8に相当する額を加算した金額が、会計法上の申込みにかかる価格であることを書いてあるんですが、この契約に係る法律については、地方自治体の場合、地方自治法になるんじゃないですかね。あくまでこの会計法というのは、国の財政において適用される法律であるということで私はそういうふうに理解をしていたんですが、もし間違いであれば、後で訂正をしていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

ただいまの100分の8の件でございますけれども、入札につきましては契約管財課の方で担当しておりまして、申しわけございません、この最後のコメントの部分の表記までは、詳しく確認をしておりますませんでした。持ち帰りまして、確認をしたいと思えます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員良いですかね、後で確認して。消費税の関係ですから、でしょう。会計法上と書いてある。

確認ですが、浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

表の1番下に丁寧に説明が、書いてありましたので、ここが会計法上が地方自治法ではないのかなという思いが一つあったものですから、質問させていただきました。

○委員長（岩永政則委員）

それではもう1回確認をして、お知らせをいただきたいと思えます。他に質問ございませんか。予定価格とか、いろいろ説明があつておりますけれども。河野委員、無いですか。それでは、他の方、山口委員ありませんか。それでは、無いようでございますので、一つ目の計画策定支援業務委託料につきましては、終わらせていただきたいと思えます。続きまして2点目の検討推進委員会、これは内部の組織と申し上げましたけれども、この件を議題といたします。

説明を、荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

2点目の、長与町公共施設等総合管理計画検討推進委員会の設置についてご説明をいたします。資料2をご覧ください。今回、この総合管理計画を策定するに当たりまして、施設を管理する担当部署などにより組織をします、表記の検討委員会を設置をしたところでございます。資料2の後に、実際の設置要綱全文を添付しておりますけれども、資料2の方にポイントをまとめて整理をしておりますので、こちらの方でご説明をしたいと思います。まず1点目、設置の目的でございます。これは第1条に規定がございますが、町が所有する公共施設等について公共施設等総合管理計画を策定すること。また、その後の進捗状況についても、全庁的に把握管理していくことというこの2点を目的と

しまして、本委員会を設置したところでございます。また、同様の規定、実際の所掌事務を、第3条の方にも規定しているというところでございます。次に2点目、組織でございます。第4条の副町長の他、公共施設等の管理を行っている各部課長、それから、財政担当課長を含めた構成としております。また本委員会は、総務省から発出されております指針に示されておりますように、全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理、共有方策という取り組みに資するものとして位置づけをしております。3点目のワーキンググループでございます。6条ですね、本委員会においては、各施設の管理運営に日ごろから直接かかわっている実務の職員から、意見の吸い上げを行うということを目的としまして、ワーキンググループを設置しております。これによって、実効的な計画の策定に寄与するということに加えて、計画の管理、見直しについても柔軟な対応を行うことが可能というふうに考えているところでございます。本年5月にこの委員会、第1回目を開催いたしました。その中で、本計画策定の目的ですとか、スケジュールの確認を行いました。さらに、施設カルテの対象施設などについても検討を行ってきたところでございます。今後もこの委員会におきまして、さらに、本町の課題整理や、基本的な方針など、計画の策定に向けた検討を行って参る予定でございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

設置につきまして、説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。資料が3枚、ございますけれども、合わせてご質疑を受けたいと思います。見てすぐだから、なかなか質疑が出にくい面があるというふうに思いますけれども、何かございませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

5ページの設置要綱を見ますと、第5条の会議の中で、第2項で、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、その意見及び説明を聴取し、または資料の提出を求めることができるという条文がありますけれども、私は前回、2月でしたかね、この特別委員会で配付をされました、総務省から出た指針、この中で、議会や住民との情報共有等ということで、1項目設けてあって、総合管理計画の策定段階においても、議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましいというふうにあるわけですね、総務省の指針が。ここらへんについては、どのように考えておられるのか。そこら辺をまずお聞きをしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

国の指針によります、議会または住民への情報共有ということでございます。まず一つは、議会としてはこの特別委員会を設置をいただきまして、逐次この進捗状況などを報告することで、情報の共有を図ってまいりたいというふうに考えておるところござ

います。今回、設置しました委員会につきましてでございますが、例えば外部委員をと
か、検討をという趣旨もあろうかと思えます。ただ、今回国が示されている、組織の位
置づけとしましては、現在、施設の管理は、町の中で、各部局が行っているというこ
とで、庁舎内の情報の共有がなされていない状況ではないかという現状がございます。そ
の中で、現段階の情報の洗い出しから、全庁的な体制の構築というものが求められてお
ります。さらに、今後のこの計画の推進体制ということも踏まえまして、まずはこの委
員会としては内部組織として設置をしまして、その情報の共有を図っていききたいと、そ
れと今後の進捗管理を図っていききたいという位置づけにしたというところでございま
す。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

そこらへんは当然そうなるだろうと思っておりますけども、しかしいずれかの段階で、
専門的知見を有する人とか、そういった人達を集めた審議会とか、そういった設置につ
いては、全く考えていないのか、もう一度そこら辺をお聞かせいただきたいと思いま
す。

○委員長（岩永政則委員）

部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

当該委員会につきましては、今課長が説明を申し上げたとおり、あくまでも内部の委
員会という位置づけでございます。ただご指摘のとおり、国からの指針には、策定段階
においても議会や住民の十分な情報提供等を行いつつ策定することが望ましいと。当然
議会の皆さんにはこういった場で逐一ご報告を申し上げて、ご意見を頂戴すると。た
だ一方で、住民の皆さんがこういった関与ができるのかという観点がございます。ただ、
この策定につきましては2月におおまかな考え方を説明いたしましたが、県の方針も
国の指針に忠実に策定をしておりますけれども、この段階では将来的な施設の集約であ
るとか、統合とか、そういったところまではなかなか、期間的にも短いですし、そこ
までは想定できないと。ただ将来的にはそういった部分も避けて通れないということがご
ざいます。ですので、ご指摘がございましたとおり、とりあえずは策定をいたしますが、
その後、不断の見直しをすることということも指針の中に含まれておりますし、将来
的な施設の統廃合であるとか、目的を改めると、高齢化の進展に沿って、当初の目的
から違うものへと改めるといったことも必要になろうかと思えますので、そういった検
討を行う際には、そういった専門的な知見を有する方も含めまして、そういった委員
会の設置が必要になるものと考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

幸い、この議会への情報提供という面では、この委員会がたまたまできたものでは
から、そういう活用をされたということで、理解ができるというふうに思いますが、もし

この委員会ができていなければ、別の方法も考えられたんじゃないかなというふうには思うわけですが、幸いこの委員会がありますから、そういうのを活用して、今後についてまた検討するということのようなのですね、喜々津委員、それでいいですよ。他にございませんかね。他の方。ありませんか。それでは、無いようでございますので、次に参りたいというふうに思います。3番目の計画策定スケジュールについて。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

一覧表までいくのかなと思ってちょっと待ってたんですが、それが無くてストレートに行ったものだから、ちょっとそこで良いですか。その件質問して。これは後からするんですか。後でするんですね。ならいいです。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、（3）の計画策定スケジュールについてを議題といたします。先ほど言いますように、前回もこれを議題として説明を十分いただいたというふうに思いますが、若干時間が経過をしておりますので、再度、説明をいただくということで、予定をいたしましたので、ただいまから企画課長から説明を行っていただきたいと思います。

企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

それでは3点目の、公共施設等総合管理計画策定スケジュールにつきまして、ご説明をいたします。資料3をお開きください。この資料につきましては、委託契約の締結から、計画策定までのスケジュールについてお示しをしたものでございます。前回も似たような資料を提示させていただきましたが、前は委託分をする前の段階の想定でございました。今回は業者と、具体的な業務計画の策定を受けまして、現在の取り組み状況と今後の予定ということでお示しをしております。で、公共施設等の実態把握と、計画の策定と、大きく二つに分かれておりますが、その中で実態把握の部分が、前回お示したものが8月には終わる予定だったんですが、これが9月に若干ずれ込んでいるという状況でございます。あとの作業はほぼ想定どおりとなっているというところでございます。現在の状況でございますけれども、公共施設等の実態把握の段階でございます。施設カルテの対象となります施設と、その累計ですね、赤い四角で囲った部分です。施設系公共施設、それと、プラント系公共施設。それともう一つ、青い枠でくくったインフラ系の公共施設と、これらをそれぞれ整理をしまして、これらに係る資料調査を、行っているという状況でございます。具体的に申し上げますと、各所管課において、施設の建設年ですとか、構造、延床面積の他、運営方法、それから運営コスト、利用状況など調査をいたしまして、それぞれ提出が終わったというところでございます。この後、各課からのヒアリングによる調査、現地調査を経て施設カルテを作成をいたします。施設カルテの対象施設については、箱物の将来の更新コストを試算するために、一定規模以上のものということで、抽出を行っております。これについては当初、93の施設を

想定しておりましたが、作業を進めていく中で、最終的に77施設ということで今進めているところでございます。施設の減少と申しますか、数が減ったものは、主に自主防災センターや地域の集会場でございます。現状これらの施設の維持管理というのはそれぞれの地域が担われているということで、本町が将来負担する施設の更新コストからは除外することが適当ではないかというふうに判断をしたものでございます。施設の一覧については、最後にご説明をしたいと思います。カルテを作成しました後、9月上旬をめどに、公共施設管理データベースを作成して、実態把握としては一定終了ということになります。その後につきましては、計画本体の策定へ向けて、準備を進めていくということになります。まずはデータベースをもとにした将来に必要な更新コストの試算、それから施設の現況把握や、将来の見通しなどから、まずは施設全体の基本的な考え方、基本方針、さらには施設の類型ごとに、その基本的な方針というものを、検討を行っていきたいというふうに考えております。最終的に、国が示す指針に準じ、また、県の基本方針も参考にしながら、2月末をめどに、長与町公共施設等総合管理計画として策定したいと考えております。では、施設の一覧の方をごらんください。一覧表の見方でございますけれども、左の方から通し番号、施設の名称、所在地、施設2と書いてますのは、データ管理上の名称が入っているというふうにご理解をいただければと思います。次が、所管課、会計区分、それと施設の類型、大分類ですね。棟の名称、それから、備考、階数というのがありますけれども、こちらは、複合施設の場合、当該施設フロアの数と、それが何階に属しているのかというふうな情報になっております。最後の項目の併設または複合施設の表示につきましては、例えば、5番の長与南小学校のところにはナンバー9というふうに入っております。これは9番目の給食共同調理場が、同じ敷地内に併設されているというふうな情報として記入をしているというところでございます。ご覧いただくと、小学校中学校という施設から、社会教育施設ですとか、スポーツレクリエーション施設、子育て支援、それから行政系施設というふうな整理になっておまして、施設の数としては77の施設。それぞれの施設には、建物が複数でございまして、実際にはこれに、棟数が出てくるんですけども、154棟ですね、すいませんそれについては数を書いてませんけれども、全部で77施設の、154棟、ということで、カルテの作成を予定しているというところでございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

以上で説明が終わりましたが、資料が3枚ございます。この3枚とも結構でございますので、どこでも結構です。吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

一覧表の中で、せつかくならば、この施設が開始したとかあるいは建設完了したとか、そういうのを書いておいてもらえれば、我々もまたこれから何かに役立つんじゃないかと思って、せつかくならば、こう聞いて書くよりも、何かまた別紙でもらえばいいかと思うんですけど、よろしかったらそういうことをお願いしたいと思いますけどね。

この施設の、それぞれの建設開始月日とか何かが分かれば、我々もこれからいろんな先で助かると思ってですね、一覧表もし良かったらお願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

今の質問はわかりますかね。この前議員研修があったときに、財政の課長も来ておったんですけどもね、統一的な基準による財務書類というのがね、実を言えばできておるわけですね。長年、前からね。その根拠になるものは、今吉岡委員が仰った、建設年度から、現在の耐用年数を引いて、そういう財産の価値とか、そういう一覧がですね、公共施設の一覧表が財産台帳としてあるはずなんです。それを積み上げて、現在の統一基準による財務諸表ができておるといことで、我々は見たことないんですが、そういうものに今言われたようなものがあるんじゃないかなということをおもうんですが、それを含めてちょっと説明をお願いします。荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今おっしゃられたように、公有財産台帳ですとか、財務課の方で整理をしています固定資産台帳、こちらの方に、確かに施設ごとに、建設年度というものがございます。今回お示ししております施設の一覧につきましては、先ほど申し上げたとおり、それぞれの施設の中に、建物という言い方ですかね、建物が複数ございまして、その建物ごとに、建設年が異なってくると。こういうものを、今、各課に情報提供をいただきながら整理をしまして、例えば一番主な施設の建築年を、一番主な建物の建築年を施設の建築年としてとらえて整理をしていくというふうなことで、現状ですね、実態把握として、作業を進めているというところでございます。ですので、今後その整理ができましたら、これに、建設年ですとか、延床とか、いろんな情報がついていくというふうにご理解をいただければと思います。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

吉岡委員お分かりでしょうかね。どうぞ。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

では先々、はっきりしたそういうのを提示するというので、良いんですね。それを確かめれば良いわけ。今すぐでなくてもね。我々としてもやっぱり何らかの形で、そういうのは把握しておきたいからね。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

本日、施設カルテ対象施設一覧ということでお示ししてありますこの一覧表に掲載しておりますものにつきましては、施設カルテというものを作成をする予定にしております。これを、それが完成した後に、この委員会の方でお示しをしたいというふうにご考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

これとちょっと関係ないけれども、我々長与に住んで、この建物施設が、長与のかなとか、分からん時があるわけですね、長崎市の分が、長与にあるかとかね、あるいは県の物件が建ってるかも分からんとか、ちょっと手間がかかるかわからんけれども、もしよかったらそういう資料もね、別個でいいけれども、もしそういうのがあれば、この建物は、長与に建ててるけども、長与の物件じゃない、県の分だとか、市の分だとか、そういうのが、もし把握しておれば、ついでの時でいいけれども、そういうのも資料をもらいたいと思うけれども、できるかな。言うなれば、大きく言えばダムなんかもあるけれども、県の物件とかね、我々住民としては、なかなかわからんところがあるわけよね。何かそういう資料を、できればと思うけども、ちょっとよろしくお願いしますね。

○委員長（岩永政則委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

町が管理する主要な公共施設等については、課長が先ほど触れましたとおり、今後、今日も施設の名称だけを示しておりますし、今後カルテを作成をいたしましてその内容をここでお示するというところでございます。ご指摘の、町内にいろんな、例えば県が有する施設、大学等もございますので、それとか今仰ったダム、そういったものについて、町が台帳を保有して、きっちりと管理しているというわけではございませんので、なかなか難しいところがあるということをご理解いただきたいと思います。ですから、今後お示する、具体的には今日お示しているこれ以外の大きなものは、町じゃないということになるんですが、お示する資料の精度といたしますか、どの程度まで言及する必要があるのかにもよりますけれども、所管に私どもの方から問いかけて、関係するそれぞれの県もしくは国が有する施設等を洗い出すという作業は可能だと思います。ただ、どこまで、それが漏れなくできるかというところはちょっと、なかなか難しいところがあるかと思えます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

急がなくてもいいからじっくり、そういうのがあればね、いいことだからということで、それこそ各担当にお願いして、できる範囲内でもらえればと思いますのでよろしくをお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

執行側ですね、この長与町の総合管理計画の中に、入るということはある得ないだろうというふうに思うんですよ、県の施設が。だからそのあたりははっきりね、できないもの

できないと、できるものできると、わけのわからんような状況では言わないようにしておいていただかないと、県の施設もダムも、総合管理計画に入るんだなというような思いをですね、持ったらまたいけませんのでね、そのあたりははっきりしておいていただきたいと思います。ただ別途そういう資料はですね、差し上げてもいいですよと、それは台帳引き出してくればすぐ分かるわけですからね、そのあたりは明確に答弁をね、お願いをしておきたいと思うんです。混乱をしたらいかんですね。

部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

町を管理下にない施設を町の総合管理計画の中で言及する、表現するということとはございません。先ほどの私の答弁もそういうつもりは、これっぽっちもなかったんですが、そこがあまり明らかになかったということであれば、改めて、そこははっきりと申し上げておきたいと思います。ただ、参考資料というような形で、そういった作業を通じて、リストを作るということは、所管の作業を通じて、できないことはないということですので、それについては、検討をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

吉岡議員お分かりでしょうかね。はい。それでは他にございませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一）

この対象施設数の一覧が77施設ということで、協議をされて決めたんでしょうけども、ちょっとだけ、この公園がありますよね、街区公園がおそらく90箇所未満ぐらいあるんですけども、そういったものとか、一番大きいのは、中尾城の、これはあくまでも建物等は、つぶさに拾っているようでございますが、例えば中尾城公園の管理棟は拾っているんですが、上の大きい橋の構造物、これとか中の、滑る斜路とか、こういったものも施設とすれば、かなり金かかって使われないような状況に、今なっているような状況にあるわけですが、こういったものは対象にならなかったのか。それと街区公園にしても、公園を構成するものとして、周囲のフェンスとか、遊具とか、トイレとか、一通り、後々古くなったらどうかせんといかんというようなものがあるわけですよ。そういったものは、今回、何でこの対象から外れたのか、もしあればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○企画課長（荒木隆君）

はい、今回の計画を策定していく中で、資料3の資料を、ご覧いただきたいと思えます。上半分に、大きく枠で囲みまして施設系公共施設、プラント系公共施設、それと色を分けて、青でインフラ系公共施設というふうに、表示しております。今回施設カルテを作成するというものは、主に箱物についてでございます。ですからこのピンクの枠

で囲った部分、このうち、主なものというのが、施設カルテの作成対象として考えております。一方で、インフラ系公共施設、今、委員仰られた公園ですとか、その他につきましてはこちらの方で整理をいたしまして、施設カルテとしては作成しないながらも、最終的には、すべての施設が、管理データベースとして整理がされるというふうを考えております。ですので、公園ですとか、箱物でないものについては、そちらの方で整理がなされて、今後の更新経費、コストが試算をされるというものでございます。今回の施設カルテ対象施設につきましては、先ほど申し上げた箱物の今後の更新コストがどれくらいなのかというのを試算するために、別途整理をしているということが1点と、せっかく今回こういった調査をしますので、カルテとして整理をして、その施設が今どういった運営状況なのか、コストがどれくらいかかっているのかと、年間の運営経費ですね、そういったものも含めて今後の活用を踏まえて、カルテとして整理をしたいという趣旨でございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

大体分かったんですが、中にはですね、天満宮公園グラウンドとかっていう拾い方もされてるんですよ。これは、そこは、都市公園でちょっと規模も大きいわけですけども、街区公園はそれを縮小したみたいな形で、大体、設置がされてるわけですから、考え方とすればこの、プラント系にはならず、やっぱり施設系の中の公園、スポーツレクリエーション系施設、こういったものに該当していくんじゃないかなと思ったものですから、これで行かれるということであれば、これで結構ですけども、そこら辺をもう一度お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

はい、先ほどご説明申し上げましたとおり、カルテの対象については、箱物が原則という考え方でございます。最後の方に申し上げたように、箱物の今後の更新コストはいくらぐらいなのかというのを試算するという趣旨と、もう一方で、その施設自体が、どういった運営の状況がなされてるのかということもあわせて整理をしたいということで、このカルテを作成をいたします。その趣旨からして、箱物ではないんですけども、施設の利用料を一定、住民の皆さんにご負担をいただきながら運営をしております、こうしたスポーツ施設についても、同じような形で整理をした方が、見える化といいますか、可視化ができるということで、担当課の方からも、ぜひ整理をしておきたいというご意見がありましたので、委員おっしゃるように、箱物ではないんですが、例外としてこのカルテを作るということに決定と言いますか、考えているというところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にございませんか。

饗庭議員。

○委員（饗庭敦子委員）

私も、対象施設のところなんですけれども、前回、93施設を77に、というところで、自主防災センターと地域集会所を減らした分ですよということではございましたけれども、総務省の指針の中には、公共施設等と書いてありまして、地域の社会の実情に合った将来のまちづくりを進める上で大切であるもの、みたいを書いてありますので、自主防災組織とか、直接町のものではないかと思うんですけれども、町と関連した施設であるので、カルテの作成とかは必要ではないかと思うんですね。だからそのあたりで、なぜ減らされたのかと、できれば公共施設として、町と関連する事業というところで、ぜひ、防災センターとかその集会所も含めて、していただきたいなと思うんですがいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この総合管理計画の策定の対象となりますのが、確かに公共施設ということですが、町が管理する公共施設ということになっております。先ほど自主防災センターですとか地域の集会所というのは、原則として、その地域で建設をされ、管理をされているものというふうに考えております。カルテの作成の対象から減らしたというのが、町が管理している公有財産台帳の方に、町有として、一部、整理がされていたものがございました。一方で、そういう整理ではなくて、先ほど申し上げたように、地域で建設されて地域で管理をされて、町有の施設ではもともとないですよというものもございました。そうした中の整理で、やはり原則として、その地域の財産、地域で建設をされた財産であると。今後の町が管理する公共施設としての、将来の建てかえですとか、そういった経費の試算にそれを入れるのは、妥当ではないのじゃないかという判断から、一部町有として整理をされていた施設についても、ほかの施設と同様に、除外といいますか、今回のこのカルテ作成対象から外したということでございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

はい、となるとこの施設内に入っているニュータウン防災センターとか、皆前防災センターも対象外ということで、理解していいんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

カルテの対象施設には防災センターは入っておりません。ただ、その対象となっている施設が防災センターと併設をされているということで、備考欄といいますか最後の欄に、情報としてお示しをしているというところでございます。ですので、ニュータウン防災センター、皆前防災センター、それから2枚目にもございます、社会福祉協議会とか、JR長与駅、これについては、カルテの対象外というふうにご理解いただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

施設と同じ建物の中で、そこだけ抜いてするのが妥当なのかどうか、すごく疑問があるんですね。というのと、先ほども言われましたように、町の公共施設というのが、どこかの、総務省の文書の中に限定されてありますかね。公共施設等と書いてあるようにしか思えないんですけれども、そのあたりを教えていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○企画課長（荒木隆君）

国が示しております指針でございます。指針の最後のページにですね、この指針の中で使われている文言の定義というものがございまして、公共施設等とは何なのかという中で、地方公共団体が所有する建築物その他の工作物を言うというふうになっておりますので、これは町が管理をするものだというふうを考えております。それから、防災センターと、町が管理する公共施設との併設の件でございますが、このカルテを整理するに当たりましては、町が管理をする部分のみの整理。でも、建物としては一緒でございます。今後の更新コストの試算をするに当たりましては、町が管理する施設の部分の延べ床面積に、一定の建設単価、これをかけたものが将来にかかってくるコストだというふうに試算をいたします。ただ、現実的には、例えば本当にこれが建てかえとなった場合には、併設されている防災センターについても一定ですね、協議をしていく必要がございますので、その時点では、確かに、より詳細な協議といいますか、必要になってこようかと思えます。この計画を策定する段階では、今ある情報の中で、こうした整理にさせていただいているというところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

ちょっと関連して、僕も防災センターのこと、ニュータウンのね。防災センター、僕の考えはですね、町の方ではそれはもう、建設年月日も同じ、そして、建設費ももう、二つ合わせたものを、僕は資産として上げていくんじゃないかと思うけども、そういう

ことでいいんですか。管理はね、地元でしてるけども、本当の施設の管理というのは町が、あれは、なってるわけだから、そこんとこ間違いのないようにせんと、一般的な管理は、地元住民がやってるけども、本当の建物の管理というのは、所有物件は、町になってるわけだから、だから建設年月日にしても、建設金額にしても、二つ合わせたものをしていかんと、いかんと僕は思うわけね。そこんとこ、だから、管理が、地元がしてるからと言って、その資産台帳の金額からその分を引いたら僕はいかんと思うけども、ちょっとそういうところを、確かめますのでよろしくお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

自主防災センターにつきましては、管理が町というふうな、今ですね、ご意見がございました。実際にはですね、建設をする際に、自治会の方から負担金という形で、いただいているというふうにはですね、所管の方からは情報をいただいています。ですので、資産としては、自治会のものであるというふうには、所管の方としては整理をしているというところがございます。確かに複合施設につきましては、建築年が同じということがございますので、もしその町の施設ですね、ここでは上長与児童館ですけども、これの建てかえですとかという際には、当然、地域の方にもですね、防災センター方をどうするのかという協議が出てくるものと考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

僕が言ってるのは、余所の所がどうかは知らないけれども、ニュータウンの防災センターは、町の管理物件になってるわけです。町の所有物件なってるわけです。それを僕はだから、確かめて今言ってるわけね。そうしないと、資産、1階2階回って、1階は上長与児童館で上がってるけれども、上のほうの防災センターも本来の所有者は、町になってるわけですね、そこんとこだから僕は確かめてね、だから資産台帳には、上長与児童館だけの金額だけじゃなくして、上の方を入れた総金額で上げとかんといかんとじゃないですかと、僕は言ってるわけ。あくまでもあれは町の物件だから。日常的な管理は、ニュータウンでやってるけども、だから管理管理と言って、そのところを外したらいけないよというのを僕は言ってるわけ。そうせんと、試算の金額が、当初の金額が1億なら1億になって、児童館だけが5,000万にしてたら、いけないんじゃないですかと僕は言ってるわけ。ちょっとそこんとこやっぱりよう分かっとかんと。

○委員長（岩永政則委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

ご指摘の件ですけれども、私どもは現時点で、詳細に掌握をしておりません。ただ、

今後この施設カルテを、詳細な、多岐にわたった項目について、カルテを作成して参りますので、その中で明らかになってまいります。そういう中でどういう整理をいたしますかですね、いろんな種類の施設がございますので、全体の方向性と齟齬が無いような形で整理をして参りたいと思います。ただ、今回の計画の大前提としてございますのが、老朽化する、今後老朽化がますます進展する施設の更新のコストを平準化して、それと全体事業費を縮減するというこの観点に沿って、整理をして参りたいと考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ちょっと私から補足をいたしますけれども、ニュータウンの防災センターを外すのおかしいと思います。おかしいというよりは町の財産なんですあれは。それで自主防災センターという名のもとに、例えば第二中の前に、辻後防災センターがありますね。それと高田越の防災センター、こういうものは、これも自主防災センターと言いながら、地元から負担金を、土地代相当ぐらいをもらって、負担をしてもらって、全額町が造って、貸し付けると他の地域との不均衡が生じるということで、地元の用地ぐらいのですね、500万とか800万とかもらって、負担をしていただいて、それで造って、起債を借りて造って、それで、それを地元にお返しをすると、これが辻後とか、高田越なんです。ところが今、吉岡委員が何回も言われるように、児童館の上の、2階部分については、これは町が建設をした町の財産なんです。だから施設の整備をするにしても、空調関係がなかったものだから、3～4年前にさせていただいたわけですね。これ全部総務課の予算でしてる。自主防災センターにしても公民館にしても、地域公民館にしても、地元がするわけです。それはね。町はしないわけ。ただ教育委員会から補助金は出しますね。そういう違いがありますことを、今吉岡委員が何回も言われたわけですから、十分これと切り離して、町の財産に入れていくべきだというように思いますので、その点は整理をよろしく、もう一回検討してください。他にございませんかね。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この計画そのものは、基本的に施設系だというのは重々承知なんですけど、その中で、例えば長与町が管理してる法面ですね、そういうのがあろうかと思うんですよ。例えば長与ニュータウンとか浜崎の方もそうだったかと思うんですが、結局この計画によって長与町が今後老朽化の状況を把握するというのと、コストがどのくらいかかるのかというの把握するという点では、この法面も今毎年チェックをして、老朽箇所があれば町のお金で補修をずっとやっている関係がありますものですから、このあたりをどういふうにこの計画の中に入れるのか、それとも別で考えるのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

ただいまご指摘のとおり、法面につきましても公共施設というふうに整理を致しております。今回のこの計画の中で、今後のコストという計算をする際に、例えばその法面が道路に付随するものなのか、それとも、別のものなのかということで整理をしまして、今後かかるコスト計算には、十分含めたところで検討してまいります。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そしたらちなみにこの資料3でいうところでは、その状況状況によって違うということでしたが、基本的にはインフラ系、この右側のインフラ系公共施設、公園などですね、このあたりでのほうで分類するということになるのかどうかですね。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

インフラ系公共施設の方で整理をするというふうにご理解をいただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

他にございませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

この資料3の中で、今からカルテの作成がある、そして、その終了後データベース化していくということですが、例えば取得年月日とか、取得価格、残存簿価とか、そういったものも当然データベース化の中には、来るだろうと私は思うんですが、例えば大規模な改修工事を行った。施設の寿命といいますか、これを延ばすための改修工事とか、こういったものの履歴とか、そういったものも、データベース化の中では反映されるのか。カルテの中に反映されていくだろうと思うんですが、そこら辺について、今わかっている範囲で答弁をいただければと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。分かった人が説明をしてもいいですよ。

伊藤主任。

○主任（伊藤央君）

施設カルテの作成に当たって、そういう大規模改修の実施をされてる場合については、各所管の方のデータから拾い上げというのを行っておりますので、その点については施設カルテの方に記載をするというふうに考えております。以上でございます。取得価格についてはですね、分かるところについては、実際のその建物の取得については載せるというような形をさせていただいております。そういうふうな方向で今整理をしている

段階であります。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

そうしないといけないというふうに思うんですが、いわゆる残存簿価、耐用年数が間近になってるとか、あるいは過ぎてるとか、いろんな埋設が出てくるかと思うんですが、これについては、この前、公会計の勉強会をしたときにも、固定資産台帳を整備をしておるといった話があったんですが、当然そこら辺も、この後、カルテあるいはデータベース化の中には、反映をされてくるものと思っておりますけれども、そこら辺はどうなんですか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

ただいまご指摘の残存簿価につきましては、財政の方で整理をしています固定資産台帳の方には、具体的に記載があります。今回のカルテにつきましては、コストの状況を把握するという趣旨で、前年度決算における減価償却費の方は、整理をしようと思いません。ですからこれが発生しているということはまだ使用しているものと、これがないということであればもう耐用年数が到来したものというふうな整理は可能かと思えます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他にございませんかね。ちょっと私からも、先ほどちょっと言いましたように、今の喜々津委員の関連なので、先ほども言いましたように、財産台帳は既にできて、そこには課長も財政におられたわけですから、建設の投資額、それと減価償却した現在高、そういうものが、財産台帳ができておるということで、統一の基準の財務諸表ができておると、毎年、既にですね。であれば今度の総合管理計画で、それが活用できるなというのを、私は率直に思ったわけですね。そうするとむだな動きをしなくて良いのじゃないかと、相当その各課の積み上げがあつて、きちつとした財産台帳があつて、現在の簿価の価格が決まるとるわけですから、そうであればいいなということを書いて、今日は臨んだんですけどもね。ちょうど喜々津員と同じような考えなんですけど、それを活用するとね、非常にスムーズにいくんじゃないかなと思うんですが、それはそれ、今度は今度、別でまた台帳を作っていないといけないというような事になると非常に手間が、二重手間も甚だしいという感じがするんですけども、そのあたりをもう少し具体的に説明いただくと、各議員は分かってくるんじゃないかなと思うんですけども。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今回策定いたします、総合管理計画と固定資産台帳の整合という点でございますが、

国が示してます指針については、この固定資産台帳を、必ずしも総合管理計画に紐付ける必要はないというふうな位置づけになっております。それは、この総合管理計画というのが、本町のすべての公共施設に係る計画でございますので、一つ一つの施設について固定資産台帳から拾い上げるとすると、非常に時間も、委託しているということでコストもかかってくるということになってまいります。国の考え方としては、今後、それと紐付けることも視野に入れてくださいということになっておりますので、ぜひそれと関連づけるという位置づけではないということをご理解をいただければと思います。そういう国の考えのもと、今回の計画を策定するに当りまして、簡易な方法と言ったら語弊があるかもしれませんが、概算という形での延べ床面積等からの今後のコストの計算、そういうふうに整理をして参るという予定でございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。他にございませんか。無いですかね。それでは、以上で、計画策定スケジュールについて、異議は無いというふうに思いますけれども、その他に入っていきたいというふうに思いますけれども、この前、前回のときもちょっと最後に、皆様方にお尋ねを致したわけですけれども、再度、皆様方にお尋ねしたいというふうに思うんですが、長与町のふるさと創生まちづくり調査特別委員会の設置が、この委員会の設置が昨年の9月に設置を致しましたですね。この中の4番目にですね、その他ふるさと創生及びまちづくりに関すること、というのがあります。3番目が、この総合管理計画ですね、1、2は終わりました。そういうことで、その他が4番目にあるんですが、他に、その他について、何かこういう議題があるんじゃないですかというふうなご提案がもしあれば、お聞かせいただきたいなというふうに思うんです。何かございませんか。皆さん方からは別に、ございませんか。無いようでしたらそれでいいとして、一番最初のこの委員会の決議に出す提案の、一番もとになりますのは、議長からの提案があったわけですけれども、その他の、4番目に、何か現況でもあればですね、現況の中で、こういうものがというふうに、委員外の議長なんですけれども、提案者の一番もとでありますのでね、そういう視点から何かあれば、意見をお伺いしたいなというふうに思うんですけど、何かございませんか。なければもうそのままいきますが。

議長。

○議長（内村博法議員）

せっかくのご指摘なので、前回、6月に長与町長からの申し出で、連携中枢都市圏構想というのを、説明されました。これから、今年度ですかね、最終的にまとめるというふうに、この前の説明でお伺いしたところでございます。この広域連携ということで、先の地方創生の総合戦略にも謳われております。地方創生の総合戦略の7ページに謳われてます。都市圏構想について、今後取り組みますと。それから、第9次総合管理計画、第9次計画ですかね、長与町の、それについても、13ページに、広域連携によるまちづくりの推進ということで取り上げられてます。そういう関係もありまして、まちづく

りの一つということで、この広域連携による連携中枢都市圏構想を、この4番目の、その他の議題ということで取り上げたいかがかなというふうに考えておりますけれども、特別委員会でお諮りいただければ良いなど、思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

これの正式な名称は何でございましたかね。連携中枢都市圏構想というのが正式ですね。これは先般、町長が全協の中で発言があつて、説明があつておつたわけですけども、今議長からそういう提案があつたんですが、皆さんいかがでしょうか。何かご意見ございませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

確かに町長から、そういう説明をしたいということで、全協で聞いた覚えがあるんですが、このふるさと創生の特別委員会としてそれを取り上げたいというのが今の議長の話だろうと思うんですが、私は、ちょっとやっぱり、この特別委員会の、その他の、あまりにも拡大解釈をし過ぎではないかなと、私はそういうふうに思います。あくまでもここは、あれに則った、その他は、中枢都市圏構想ですか。そういったものとはまた別個の問題だろうと、私はそういうふうに思います。従ってそれを、またこの特別委員会で、この総合管理計画あたりと一緒にずっと今からやっていくというのはちょっと別問題じゃないかなと。そういうふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

他に。はい、喜々津委員からちょっと別分野ではないかなという、ご意見なんですが、他の議員、ご意見ございませんか。

はい、浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今のご意見は、そうかなと思うんですが、まちづくり調査特別委員会ということで、私どもが今、全然知らんところで区画整理とか、始まつてるわけですよ。例えばこういったものを、1～2回でも説明ぐらいしていただけないかなとかですね、そういった気持ちが常々あるんですけども、そういったものを取り上げていただくということではできないんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

今のは、区画整理がというのは、吉無田のことですかね。そういう内容の説明を入れたらどうかという、浦川委員の提案でございます。他にご意見ございませんか。ご意見なり提案なり。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私もあまり、きちんと把握してない面もあるのかもしれないんですけども、ふるさと創生の考え方で、長与町は長与町独自でやっていく部分もあるし、確か、産業とか雇用

とかについては、長崎の南部の方でね、時津、長与、長崎市で、そのあたりは一体的にやっつかないといけないというような話もあってたんで、このふるさと創生と連携中枢都市が全く別物じゃないのかなっていう気もするんですよ。別の委員会を作った方がいいのか、この委員会の中でしたほうが良いのか、私自身も別に結論は出ていないんですけども、関連はあるのかなっていう気がするんで、別にこの委員会でしたから、間違いということはないのかなっていう気がするんです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

はい、そのようなご意見で、関連があるんじゃないかというご意見ですね。他にございませんかね。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

この委員会のいわゆる任期といたしますか、それが、来年の、3月ですよ。ですので、取りまとめも行わなければいけないので、一旦どの程度で終わるというふうに、委員長は、調査自体を終わる、調査の後、報告もあると思いますので、そのこのところ、ちょっと委員長としてのお考えをお伺いします。それによって、その連携中枢都市圏が果たしてそこまでできるのかとか、そういったことも、私達の判断材料になるのかと思います。

○委員長（岩永政則委員）

今の総合管理計画が、前々回から申し上げて、説明があったように、来年の2月ないし3月ですね、できれば、12月ごろには方向が一定、出てくればいいなというふうに私は思っておるんですけども、最終は、年明けということに、執行側が計画をされておるようですから、あとですね、今回は10月ぐらいに、1回やりまして、それで年内に1～2回ぐらいで、終わるんじゃないかなということに執行側の動きに従って、若干変化があるだろうというふうに思いますけれども、もし12月の末でも、上げたいと、執行側がですね、いうことであればそれに沿って、濃密な会をしていけばいいわけですね。ところが若干遅れますよと、最終は2月ぐらいになるということであれば、1月の末から2月にかけて、この総合管理計画を終わると。したがって1、2の、まち・ひと・しごと総合戦略に関することと、第9次総合計画に関することはですね、前回の報告で終わりでございます。したがって、もう一つは総合管理計画を、最終的に報告をして、結末がつくという、そういう状況を考えておるところなんですね。したがって、私が今日、皆さん方にお聞きをしたいと言ったのは、4番目に明確に、その他、ふるさと創生及びまちづくりに関することということがあるもんですからね、何かあれば、再度検討していくと。なければもうこれですね、総合管理計画1本で終わっていくということにいくんじゃないかなと、そういう想定をしておるところです。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

基本的に、我々が今特別委員会でやっとするのは、議案として出てくるものではないわ

けですよね。しかし中枢都市圏の問題は、今後、それが議案として出てくるわけですので、くると思いますので、そういった意味では、必要に応じて、例えば全協で説明があったりとかしながら進めていくべきで、特別委員会として、その対案を提案できるとか、そこまで考えておるのなら、特別委員会も良いでしょうけども、私はやっぱり基本的に、これになじまない。だから我々はふるさと創生のこの特別委員会は、現行決めたものを、あまり拡大解釈せずに、やっぱり進めるべきと。私はそういう意味で先程も申し上げたわけです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

そしたら意見が二つに割れたりしておるような状況もありますけれども、これを決を採って、どうするという事は、もうしないほうが良いだろうというふうには私は思いますのでね、議長、提案ありましたけれども、連携中枢については、議会の議決事項になっていくんですかね、今後はね、そういうことであればそのときにまた、その前に深めておればですね、十分理解ができるだろうというふうには私も思いますけれども、なじまないというようなご意見もあるようですから、そういうことで議長、いいでしょうかね。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

私が先ほどご提案したのはね、できるだけこういう大きなまちづくりっていう観点から、多岐にわたるものですから、皆さんの全員の共有が望ましいんじゃないかなということでも申し上げた次第です。ただやり方としては、特別委員会でやるか、あるいは、全員協議会で、町長の申し出があって、やるか、いろんな方法が考えられると思います。だから一つの方法として、ご提案申し上げたわけで、皆さんのお考えが、なじまないということであればね、これはそれで構いませんけども。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

そういうことですね、この連携中枢都市についてはですね、提案があった段階で、また特別委員会を設置するのか、あるいは即決をいくのかですね、そのあたりは次に判断をいただければいいんじゃないかということで、今日はいろいろご意見もありますのでね、ありがたく、感謝を申し上げたいというふうに思います。それでは、全部の議事も終了いたしましたようでございますので、以上をもちまして、第8回長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会を閉会をいたします。どうもお疲れ様でした。

（閉会 11時58分）

委員長